

平成 25 年 3 月 29 日に可決・成立した「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 25 年法律第 5 号）中、改正大綱との齟齬が発生した関係で、以下の書籍につきまして内容を一部変更させていただきます。

税務研究会出版局

『所得税入門の入門』平成 25 年度版

P. 272 上から 2 行目・4 行目

(旧) …で、そのバリアフリー改修工事の費用の額とそのバリアフリー改修工事に係る標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額（150 万円が限度※）の 10%相当額を所得税額から控除することができます。

- ※1 平成 23 年分までは 200 万円が限度です。
- 2 平成 26 年 4 月 1 日以後に居住の用に供した場合で、そのバリアフリー改修工事に要した費用の額に含まれる消費税等の税率が 8%または 10%である場合は、200 万円が限度です。

(新) …で、そのバリアフリー改修工事の費用の額とそのバリアフリー改修工事に係る標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額（200 万円が限度※）の 10%相当額を所得税額から控除することができます。

- ※1 平成 24 年入居分は 150 万円が限度です。
- 2 平成 26 年 4 月 1 日以後に居住の用に供した場合で、そのバリアフリー改修工事に要した費用の額に含まれる消費税等の税率が 8%または 10%である場合は、200 万円が限度です。